

平成29年 6 月 15 日

## 保険医の登録の取消及び元保険医療機関の指定の取消相当について

平成29年 6 月 8 日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医の登録の取消」が妥当との答申及び「元保険医療機関の指定の取消相当」についての建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

### 1 保険医の登録の取消及び元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

#### (1) 登録の取消となる保険医

氏 名 片野 隆 (かたの たかし) (52歳)

取消年月日 平成29年 6 月 15 日

氏 名 片野 昭 (かたの あきら) (84歳)

取消年月日 平成29年 6 月 15 日

#### (2) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名 称 片野歯科医院

所在地 兵庫県尼崎市南塚口町 4 - 2 - 1

開設者 片野 隆

取消相当年月日 平成29年 6 月 15 日

※ 当該保険医療機関は平成28年 7 月 31 日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

### 2 監査を行うに至った経緯

(1) 平成26年 2 月 13 日、患者から尼崎市及び兵庫県を通じて近畿厚生局兵庫事務所（以下「兵庫事務所」という。）に対し、平成25年 2 月以降通院していないにもかかわらず、同年 2 月から同年 8 月の診療分が医療費通知に記載されている旨の情報提供があった。

(2) また、平成26年 4 月 24 日及び同年 9 月 3 日にも、患者から健康保険組合、尼崎市及び兵庫県を通じて兵庫事務所に対し、通院していない期間の診療分が医療費通知に記載されている旨の情報提供があった。

(3) 平成26年 11 月 13 日、個別指導を実施したところ、指導対象患者の診療録の一部、歯科技工物に係る指示書及び納品書並びにエックス線フィルム等、多数の書類について持参がなかった。また、診療内容の質問に、開設・管理者から主治医が誰かも含め明確な回答がなかったため、個別指導を中断した。

(4) 平成27年2月26日、個別指導を再開したところ、多数の患者について、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、個別指導を中止し、平成27年7月30日から平成28年10月6日まで計18日間の監査を実施した。

### **3 取消処分及び取消相当の主な理由**

監査において判明した取消処分及び取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。  
(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (4) 実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

### **4 不正・不当請求金額**

監査において判明した不正・不当請求金額は、監査で使用した平成22年11月分から平成27年2月分までのレセプトのうち以下のとおり

・ 不正請求金額	33名分	170件	1,021,413円
・ 不当請求金額	31名分	165件	418,041円

なお、監査において判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

### **5 再指定等**

原則として、登録の取消の日及び指定の取消相当の日から5年間は、保険医の再登録及び保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消  
健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号
- 保険医の登録の取消  
健康保険法第81条第1号及び第3号